

## 令和 7 年第 4 回教育委員会会議

令和 7 年 3 月 21 日

午前 9 時 30 分 開会

### 1 開会宣言

○廣瀬教育長 それでは、ただいまから令和 7 年第 4 回教育委員会会議を開会いたします。会期は、本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を、教育総務課長から報告願います。

○森教育総務課長 本日、欠席者はございません。

○廣瀬教育長 はい、ありがとうございます。

○森教育総務課長 すみません、申し遅れました、議案第 12 号の「四日市市立幼稚園管理規則の一部改正について」の説明者として、稻垣こども施設再編推進室長が出席しておりますので、御承知おきください。

以上でございます。

○廣瀬教育長 傍聴者はお見えですか。

○伊藤教育総務課主幹 本日、傍聴者はおりません。

### 2 会議録の承認

○廣瀬教育長 はい。それでは、先にお渡ししてあります、令和 6 年第 7 回から第 13 回の会議録について、何かございましたでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 よろしいでしょうか。それでは、承認といたします。

### 3 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。  
お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、堀委員と菅生委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、提案どおり決定をいたします。

#### 4 議事

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は議案12件、報告事項2件ですが、報告事項「本市におけるいじめ事案について」は、個人情報を含む案件であるため、非公開で報告する必要があると考えます。

なお、「本市におけるいじめ事案について」の参与者は、副教育長、教育監、政策推進監、教育総務課長、学校教育課長、指導課長、教育支援課長、人権・同和教育課長といったいしたいと思いますが、皆さん、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、後ほど、非公開にて報告をいたします。

##### (1) 議案

議案第12号 四日市市立幼稚園管理規則の一部改正について

議案第13号 四日市市立学校文書取扱規程の一部改正について

議案第14号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

議案第15号 四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

議案第16号 四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部改正について

議案第17号 四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則の制定について

議案第18号 四日市市英語指導員任用規則の一部改正について

議案第19号 四日市市立小中学校管理規則の一部改正について

議案第20号 四日市市立博物館条例施行規則の一部改正について

議案第21号 四日市市少年自然の家条例施行規則の一部改正について

議案第22号 四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

議案第23号 四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正について

○廣瀬教育長 それでは議案に入ります。

議案が多いので、まとめて何本か説明の後、御意見、御質問等を伺いながら審議をしたいと思っています。

それでは議案の説明に入ります。

議案第12号「四日市市立幼稚園管理規則の一部改訂について」、議案第13号「四日市市立学校文書取扱い規程の一部改正について」、議案第14号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」は、幼稚園型認定こども園への移行に關係する議案になりますので、続けて説明をお願いします。

稻垣こども施設再編推進室長、お願ひします。

○稻垣こども施設再編推進室長 それでは、議案第12号「四日市市立幼稚園管理規則の一部改訂について」を、私、こども未来部保育幼稚園課こども施設再編推進室の稻垣から説明させていただきます。

資料は、89分の3ページからが規則改訂の議案となります、ページ数が多いので、議案のほうは少し飛ばさせていただきまして、説明につきましては89分の25ページの議案参考資料のほうを御確認いただければと思います。89分の25ページになります。

まず、1. 改正の背景としましては、幼稚園6園が令和7年度、この4月から幼稚園型こども園へ移行することに伴いまして、幼稚園型こども園について定める必要があります。このことから、四日市市立幼稚園管理規則の一部改訂を行います。また、あわせてになりますが、同時に改訂予定である四日市市立こども園管理規則との整合を図ろうとするものです。

2. 改正の内容としましては、大きく分けて2つあります。

一つ目が、幼稚園型こども園に関する定めを追加するもので、保育認定、2号認定の子どもといいますが、保育認定の園児の受入れ開始に伴うものや、こども園の事業として子育て支援事業の実施に関するものなどを規定します。

二つ目が（2）になりますが、四日市市立こども園管理規則と内容や文言の統一化を図るもので、幼児という表現を使っていたりしたのを園児に統一したり、あと職員、副園長であったり主任教諭であったりといったような職員や職務の内容についても、書きぶりを統一するような改訂を行おうとします。そのほか、次のページ、26ページになりますが、令和6年度の監査で指摘を受けた事項を改めたり、定員をこの本管理規則で定めたりするなどの改訂を行おうとするものです。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○廣瀬教育長 議案第13号をお願いします。学校教育課長、お願ひします。

○稻垣学校教育課長 学校教育課長の稻垣です、どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第13号につきましては、先ほど説明があった幼稚園の管理規則の改定に伴い、文

書取扱規程を一部改正する運びとなっております。

2ページめくっていただきまして、29ページには改正の背景が記載してございます。

これは令和7年度4月1日から、先ほども御案内ありましたとおり海蔵幼稚園ほか5園が幼稚園型認定こども園に移行されることから、文書の記号表を改正するために取扱規程の一部を改正するものでございます。あわせて、令和6年度末に閉園する四日市幼稚園ほか2園、令和5年度末に閉園しています富田幼稚園ほか3園、令和4年度末に閉園した桜幼稚園を削除するものでございます。

改定の改正前、改正後につきましては、27ページ、28ページに記載してございます。一部紹介させていただきますと、27ページ改正後の表でございます。一番上の段、幼稚園型認定こども園海蔵幼稚園という文言を入れ込みまして、その記号を海蔵幼というよう3文字記載をすることになりますので、そういうふうにしていきたいと考えております。

以上です。

○廣瀬教育長 それでは、議案14号をお願いします。教育総務課長、お願いします。

○森教育総務課長 教育総務課、森でございます。どうぞよろしくお願いします。

資料は引き続き、89分の30ページから御覧いただけますでしょうか。一連の資料が34ページまでわたっておりますが、まず89分の30ページでございます。

こちら、今もお話ありましたように幼稚園の関係でございますけれども、令和7年4月1日から、先ほどのとおり海蔵幼稚園、泊山幼稚園、内部幼稚園、羽津幼稚園、常磐中央幼稚園及び笹川中央幼稚園の6園が幼稚園型こども園へ移行することになります。幼稚園型こども園というのは、学校教育法に基づきます幼稚園が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の認定を受けた施設でございまして、引き続き教育委員会の権限に属する施設となります。このことから本市におきましても、公立の幼稚園型こども園の設置は初めてのことであることもあり、教育委員会事務の補助執行に関する規則においてもその定めがないことから、幼稚園型こども園についても幼稚園と同様に保育幼稚園課の職員に補助執行させるため、市長と協議しようとするものでございます。前後いたしましたが、この補助執行という仕組みなんですが、教育委員会という独立した組織の仕事を、市長部局、四日市市長にお願いするというような中身になっております。

31ページにございますが、教育委員会から四日市市長あてに、こういった教育委員会

の権限に本来属する事務について、地方自治法第180条の7の規程に基づいて、幼稚園型認定こども園に関する事務の一部を市長部局職員のほうに補助執行をさせる旨、お願いたしますという協議の内容でございます。

めくっていただきますと32ページ、33ページ、34ページにございますが、改正前、改正後とあります補助執行させる職員が、例えば改正後の冒頭、右側半分の一番上、副市长、こども未来部長、こども未来部保育幼稚園課の職員に、市立幼稚園、就学前の子どもに関する云々という今の下線部分の仕事、事務をお願いしようという協議が、地方自治法上、必要であるという手続上の話でございます。どうぞ御承知おきくださいますように、よろしくお願いたします。

私からは、以上でございます。

○廣瀬教育長 それではただいま説明がありました幼稚園型認定こども園への移行に関する3つの改正案について、何か御確認等ありますでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 これはもう整理されて、今もきちんととしていただいているんだと思いますが、幼稚園型こども園、幼稚園、それからこども園と、いろんな言葉が増えてきて、規則上や法律上はこうであるということは、また今後変わっていくかもしれません、どこがどう違うのかを、市民や保護者の方が十分理解していただけるように説明をお願いしたいなと思います。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいでしょうか。御異議なければ、原案のとおり承認といたします。議案第14号に関しては、別紙（案）のとおり協議を申し込みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○廣瀬教育長 御異議なしとし、14号の協議、権限の移行ですが、ここも特に御異議ございませんですね。

（「異議なし」の声あり）

○廣瀬教育長 御異議なしとし、原案のとおりといたします。

続いて、議案第15号「四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」、議案第16号「四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部改正について」、議案第17号「四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則の制定について」、議案第18号「四日市市英語指導員任用規則の一部改正について」、議案第19号「四日市市立小

中学校管理規則の一部改正について」は、令和7年度の組織・機構の見直しや、国・県の通知に伴う関係規則・規程の整備等の議案になりますので、続けて説明をお願いします。

では、議案第15号、教育総務課長、お願いします。

○森教育総務課長 それでは、引き続き教育総務課、森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料は、89分の35ページからでございます。こちらが議案第15号「四日市市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」でございます。あわせて、第16号、こちら89分の40ページからが、先ほど教育長からも御案内申し上げた、「教育長所管事務専決規程の一部改正について」でございます。

こちら、あわせて御案内いたしますと、令和7年度組織・機構の見直しに伴い、指導課及び教育支援課が教育推進課及び育ち支援課に再編されること、並びに教育推進課の中間組織としてみんなのブカツ推進室が、教育推進課の中に設置されることによるものでございます。

内容も同様でございまして、以降、こういった改正前後の表をつくってございますが、中身は指導課及び教育支援課の記載を削除し、教育推進課及び育ち支援課を追加するものでございます。それぞれ、事務分掌を具体的にどういったことをするということを改め直して、付け直したことと、あとそれぞれに関連してみんなのブカツ推進室に関する事務は教育推進課の所管とするということで示してございます。こちらにつきまして、またあらためて議案第17号でも御案内をいたします。

資料につきましては、以上でございます。簡略でございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○廣瀬教育長 続けて、16号もお願いします。

○森教育総務課長 16号につきましても同様で、こちら、先ほどの組織・機構の見直しに伴います指導課及び教育支援課が、双方、教育推進課及び育ち支援課に再編されることによるものでございます。

所管事務専決規程というのはどういうものかといいますと、具体には40ページ、41ページに示してございますが、それぞれの課長が、専決といいますが物事を決定する、いわゆる決裁も含めた判断をするというようなことが、どういったことをするというのが定めてございます。改正前のところの指導課長ないしは教育支援課長がそれぞれやっている主立った専決事項の事柄を左半分、具体的には41ページの左側でございますが、教育推

進課長及び育ち支援課長に付け替えるというようなイメージになりますが、そのように規程を整理している内容のものでございます。

以上でございます。

○廣瀬教育長 それでは、議案第17号「四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則の制定について」を、指導課長、説明お願ひします。

○草川指導課長 89ページの44から、よろしくお願ひします。指導課長の草川です。

議案第17号「四日市市みんなのブカツ推進室の設置に関する規則の制定について」です。先ほど森課長からもお話ありましたように、設置のこと、そして第2条には室は教育推進課の所管とする。そして、室の分掌の中身、休日の部活動、運動部そして文化部活動における地域展開に関する事、そしてさらには室長を置きますので室長の役割ということが示してあります。参考資料はまた御覧いただきたいと思います。

17号に関しては、以上でございます。

○廣瀬教育長 18号、続けてお願ひいたします。

○草川指導課長 引き続き、議案第18号につきましては、「四日市市の英語指導員の任用規則の一部改正について」でございます。

御覧のとおり、英語指導員のことが、今ありましたように指導課から教育推進課または指導課長から教育推進課長ということで変更ということが主なものでございます。第5条に、英語指導員の報酬は次のように定めることとし、ここについても改定をさせていただいております。

とんでいただきまして89分の50ページを御覧ください。議案第18号「四日市市英語指導員任用規則の一部改正について」ということで、1. 改正の背景にありますように、令和7年の1月6日付でこのような通知がありました。JETプログラムの参加者の報酬の見直しが示されました。それを参考にしまして、本市の英語指導員の任用規則を改正する必要が生じたというところで、改正の内容が御覧のとおりになります。

もう少し具体的に言いますと、JETが今年度の改定で、例えば1年未満の人が33万5,000円ということになりましたが、本市ではその5%上乗せする形でやっているということで、このような月額の報酬となった次第でございます。こういった改定を一部改定ということで上げさせていただいております。

以上です。

○廣瀬教育長 それでは、第19号「小中学校の管理規則の一部改正について」を学校教

育課長、お願いします。

○稻垣学校教育課長 失礼します、学校教育課長の稻垣でございます。

これは、小中学校の管理規則の一部改正についてということで、改正の背景のほうに書かせていただきました、県教育委員会は三重県教育ビジョンの施策として栄養教諭を中心とした食育の推進を掲げてございます。本市においても、食に関する指導や学校給食の充実に向けて取組を進めてまいりましたが、近年では、学校給食における食物アレルギー対応、これが非常に多様化してございます。ということは、給食管理業務が非常に複雑化、煩雑化しております、よりその指導というのが重要となってきております。

こうした状況を踏まえまして、県教育委員会においては、令和7年4月1日より栄養教諭に準ずる職務に従事する講師を新設し、食育の推進を図ることとなりました。それに伴って関係規程等を整備するよう通知があったことから、管理規則に記載してございます見出しのことについて、講師のところに職務、今まででは教諭または助教諭に準ずる職務に従事するという記載でございましたが、それを教諭、栄養教諭という言葉をここに追記させていただいたという運びでございます。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。それでは、中に2つありますので、15号から17号、組織・機構の見直しによる改正ですので、こちらから御意見、御質問や御発言を先に受けたいと思います。よろしいですか。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員 これも、そのものをどうこうということではないんですけど、この話は前から聞かせてもらっているんですが、過去の経緯においても、今回は教育推進課と育ち支援課という、ネーミングというか分け方が当然違いますが、指導課の内容としては、いわゆる学習指導に当たる部分と生徒指導に当たる部分を、そもそも一括というか両輪という形で扱ってきた。それを、ある時期、分けたんですよね。ところが、やっぱり分けるのはよくないぞということもあって、また一緒にした。それが今の形だったと思います。

それを今回、いろんな内容が変わってきていますので、分けていくということで、以前分けたときも連携を大事にすることは一番重要なことと捉えられていて、そういうふうに努めてこられたというのを自分は認識しているんですが、ひょっとしたら建物も分かれる可能性もあるんだろうと思うし、そういう意味で、連携せざるを得ないというか、どうしても1人の子どもを見ていくのに、そういった両方の視点からのことは考えていかなきや

ならないというのは、もう御承知のとおりだと思います。その点は、こういう形になったとしてもぜひ引き続いて、今後もよろしくお願ひしたいなというのが一つです。

それから、部活動について、みんなのブカツ推進室という室をつくられるということで、この室について少し教えてください。地域展開を進めることに特化した室、部署という形で捉えていいんでしょうかね。いわゆる部活動そのもの指導をしていく、部活の中でもいろいろ課題や問題も出てきたり、そういったいろんな指導上の問題も結構あると思いますが、こういったところもこの推進室がやるのか、その辺の業務のやり方みたいなものは、これからやりながら考えないといけないところもあると思うが、その辺の考え方はどうなっているのか、整理されていたら教えていただけたらと思います。

以上です。

○廣瀬教育長 指導課長、お願ひします。

○草川指導課長 まず、生徒指導と教育指導との両輪というところでございますが、育ち支援課と教育推進課が本当に両輪となって、しっかりと連携しながら進めてまいりたいと思います。

みんなのブカツ推進室につきましては、あくまで休日の部活動を展開していくに当たつての特化した室にはなりますが、現在、行っている部活動のことに関しても、業務としては入っております。

○廣瀬教育長 みんなのブカツ推進室の業務については、令和8年度の3年生の活動が終了してから、休日は完全に移行するというようなリミットを設定して、今、取組を進めているので、それに間に合うようにというか、いろんな課題がまだある中で、この課題整理をして、現実的な実現に向けたものにしていくには、今のように生徒指導もしながら部活動の地域展開もしてもらっているような状況では、なかなか難しいであろうと。対外的にも御説明や、いろんな交渉などを進めていく必要がありますので、かなり特化した形で時限的に取り組んでいただく。その後は、部活動が今後、どう学校教育活動の中に位置づいていくのかというのも様子を見ながらなんですが、国としてあまり明確な方針などは感じられないで、働き方改革で教員から切り離すという、休日だけは切り離していくというようなところをまず目指している中で、部活動そのものの教育的意義は残すというような難しい話になっているので、そこの教育的意義をどう残すかは、この推進室の業務にはなっていくと思います。今申し上げたとおり、両方やっていってもらわないといけないので、ちょっと難しい仕事にはなりますが、まずは形を整えるというところを優先してやつ

てもらおうかなとは思っています。非常に困難なミッションを背負ってもらうことになりますけど。全国的にもいろんな進め方があって、どれが正解かというのはないので。地域によって、違った形でありますけども、情報もそうやって整理しながら進めていくつもりです。

はい、お願ひします。

○豊田委員 そうすると、今のお話の続きになるんですが、この規則を読むと、地域展開に関するここということだけが書かれているので、展開が終われば終わるということなんですかね。

○廣瀬教育長 そうですね、見通しとしては地域展開が終わるのが、どこが終息なのかが。とりあえず令和8年の、3年生が活動終了した時点からは切り離すと言っていますけど、まだ平日の移行とか、令和11年までが国の言う改革期間なので、そこまではいくのかなとか、平日の移行をどう考えるのかとか、その辺りはまだまだ見えていないところがありますので。

○豊田委員 ただ、ここの文言だけで言うと休日のと言い切っているので、平日の移行とか平日のその教育的なところというのは、この室が休日の移行が終わるまでは動いているのでそこの中で業務としてはやっていく、考えていく。もちろん情報も持つと思うので、あくまでも休日のと書いてあるところは、平日のところを入れ込んでいく中では、引っかかるのかなと思いました。

○廣瀬教育長 今回、休日の移行というところまでしか目途にないので、平日の移行の必要性が出てくれば、次の学習指導要領の部活動の記載がどうなるかによって全く違うので、それが見えた中でもしかすると規則を改正して、これを置き続けないといけないことになるのかなとは少し思っています。

○豊田委員 ありがとうございます。

○伊藤委員 部活動そのもののやり方が、恐らくこれから動的に変化していく可能性がありますよね。それにきちんと対応するという意味では、この室のような一つの専門的な部署があるというのは必要なことだと思います。今までのような学校内だけの活動に済まないので、いろんな意味で他の部局や地域等と連携を取りながらやらないと、成り立っていないというのも目に見えているので、この室はミッションが変わっていく可能性はあるんだろうなと思いながら読ませてもらっていました。まずはでも、今これをやらないとというところははっきりしてることで表現されているのかなと、豊田委員のお話を聞いて

いても思いましたけどね。

○廣瀬教育長 いかがでしょうか。はい、お願ひします。

○堀委員 今のに附隨してですが、今発表されている保護者に周知されている内容から言うと、学校は部活動に対して消極的という印象があるので、この春に卒業した6年生たちが4月に入って部活動を選ぶときに、今はクラブチームだったり、外で習い事をしている子たちが、最初から部活動に入らずに地域のスポーツクラブだったり、習い事を続けるとか、もう平日も含めて部活に入らないという選択をする子が多分増えると思うんです。そうなると、記録会や大会に出るのがそのクラブチームになってくると、学校としてチームが組めない人数になってきたりとか、必然的に学校の部活動がどんどん弱小化していくということも十分あって、地域展開について行ける子たちとついて行けない子たちがいると思います。送り迎えが必要だったり、クラブチームだとお金がかかるとかいろいろあって、学校の部活ならやるんだけど、土日も含めて保護者が対応しきれない家庭はやっぱり困るなと思う子どもたちが出てくると思うので、そこもちゃんと拾えるというか、教育委員会の姿勢としては、現時点では、放課後、平日はしっかりと子どもたちと一緒に部活動で、教育的な意義を持って部活動をやっていくんだよという姿勢を見せてもらうのがいいのかなと思います。

今の時点で私の感覚としては、部活の推進室ができるのが1年遅いんじゃないかと思うぐらいに出遅れている感があります。もちろん地域だったり、保護者さんだったり、今何をやって、何か習い事をしているかとか、いろんな要因で一概には言えないんだけど、部活をこれから仮入部で選ぼうとしている子たちにとっては、もう今が決定の時期なので、そこは早めに動いてほしい。本当に、みんなのブカツ推進室には素早い動きを期待しているところです。よろしくお願ひします。すごく、すごく期待しています。

○廣瀬教育長 地域スポーツクラブを選択するという選択肢もあるんだろうなというのと、あと平日の活動の保障については、今は学習指導要領上に位置づいているので、教育課程外ですけど学校教育活動ということになっているので、ここの活動は保障していかないといけないのだろうなと思います。その次に、チームとして組めなくなる可能性は当然あるので、そこは平日だけの活動を選択する子どももいてもいいのかなと。土日でやっぱりチームで試合とか大会に出たいというところは拠点型活動であるとか、地域総合型クラブという活動であるとか、そういう選択肢を用意することを進めていく。そういうことについて保護者、子どもに理解をしてもらわないといけないというところの広報がちょっと

地味過ぎるのかな。まだちょっと、そこまで発信力がない。広報はホーム&スクール等で出してはいるものの、具体的に説明する機会というのはなかなか少ないので、その辺りの理解を進めていく必要があるのかなとは思っています。

ほか、いかがでしょうか。その辺り、課題もたくさんいただきましたので、しっかりと4月から進めてまいりたいと思っています。

よろしいですか。組織・機構見直しに係るところについては。それでは、議案第18号、19号は、国や県の規則改正や規程の見直しによって行うものですが、何か御確認などございましたら、お願ひします。

○伊藤委員 英語指導員の、いわゆるJETプログラムの値上げ分という、これは今の状況から言ったら当然出てくるだろうと思います。額がいいかどうかはちょっとよく分かりませんが、これは、何年以上何年未満という任用期間による報酬額も、それに対応して上げるということでおいいんですか。

○草川指導課長 JETプログラムの範囲もやはり1年未満とかですね、年度、経験年数によって分けて給料の差額があります。それに基づいて本市も同様な形の仕切りをつくって、それぞれに5%アップというような形での額で示させてもらっています。

○伊藤委員 四日市はできるだけ、やはりYEFとの関わりもあって値段をちょっとJETよりはいい条件でというふうにされてきたと思いますが、今後の改定においてもやはりそうであるし、住宅費は今、どうなっているんですかね。

○草川指導課長 住宅費は、本人負担です。

○伊藤委員 ということは、この中に含まれてということですね。

○廣瀬教育長 JETより少し給与が高いのは、YEFは四日市の指導員としての活動はJETより幅広くやっていただいている、YEFのリクルート活動のロングビーチの協会さんとの連携であるとか、そういった四日市の紹介をする動画等をつくっていただいたり、あとは小学校の英語の担当教諭と月1回、オンラインで研修会を持ってもらったり、そういったところですね、オプションがついていて、JETの指導員、国が出している指導員業務よりは余分に仕事をしてもらっているので、その分の上乗せをさせていただきながら、JETの月額報酬が上がったので、YEFも上げないといけない。この円安の状況ではなかなか厳しいところもありますので、こういった改定になりましたというところです。

ほか、よろしいでしょうか。それでは、御異議なければ、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議がないようですので、原案のとおり承認といたします。

続きまして、議案第20号「四日市市立博物館条例施行規則の一部改正について」、議案第21号「四日市市少年自然の家条例施行規則及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」、議案第23号「四日市市教育委員会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正について」は、市の押印基準の見直しに伴う議案になりますので、続けて説明をお願いします。

博物館副館長、お願ひします。

○廣瀬博物館副館長 博物館副館長の廣瀬です。

資料は別冊を御覧ください、別冊の35分の3ページになります。議案第20号「四日市市立博物館条例施行規則の一部改正について」、今回は、様式を改めるというものになっております。次のページから、2号様式とか4号、5号、6号、7号、8号、10号の様式を改正するものです。

14ページを御覧ください。改正の背景としましては、事務の簡素化・効率化を図るとともに行政文書がオンライン化していくことを見据え、令和7年4月1日付で、公印の原則押印廃止及び電子行政文書化の規程の内容において四日市市文書管理規程が一部改正されることに伴うものになります。

博物館条例施行規則で定める2号と4号、7号の様式につきましては、教育委員会からの許可書、あるいは通知書ということで、それぞれの様式の左上にあります四日市市教育委員会の、この横にですね、印という文字が入っていましたが、2号、4号、7号については、その印という文字を削除したものになります。そして、5号、6号、8号、10号の様式は、申請書になります。それぞれの行為について、申請者が名前を書いて、その横に印という文字があったところを、今回は削除しております。それとともに、8号と10号の様式については資料に関連する申請ということで、こちらについては申請者の署名、または記名押印ということを追加するものです。

説明は、以上です。

○廣瀬教育長 続いて、教育総務課長、お願ひします。

○森教育総務課長 教育総務課、森でございます。

それでは、引き続きまして、資料は、続きになりますが35分の15ページから、こちらが議案第21号「四日市市少年自然の家条例施行規則の一部改正について」でございま

す。

こちらにつきましては、資料 16 ページ以下でございますが、様式の変更ということで、今、博物館副館長のほうから報告、御説明がありましたように、押印の廃止に伴います様式それぞれを見直そうとするものでございます。

めくっていただきて 15 ページ、第 2 号様式を次のように改めるであるとか、さらに 18 ページに参りますと、第 3 号様式を次のように改めるとなっております。こちらにつきましては、21 ページに若干説明がございますが、これも同様で、公印の原則押印廃止ないしは電子行政文書化の規程の内容で一部改正をさせていただく、すなわち押印を示す部分を削除するということで削除された内容が、先ほど申し上げた 2 号、3 号様式となってございます。

こちらにつきましては、本来こども未来部こども未来課のほうが具体的な事務をしておりますので、こちらで説明に上がるところでございますが、私ども教育委員会事務局、教育委員会からの補助執行をお願いしておるというところもございまして、代わって私、教育総務課長から御報告をさせていただくものでございます。

次には、議案第 22 号でございます、水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則ということでございますが、こちらにつきましても 22 ページ以下でございます、23 ページに第 2 号様式、26 ページに第 5 号様式ということで、そちらの様式を改めようということで、いずれも押印廃止で、印が不要となった様式を示しておるものでございます。

次に、議案第 23 号でございます。こちらは 35 分の 31 ページでございます、「四日市市議会における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正について」ということで、非常に長い内容となっておりますが何かと申しますと、35 分の 35 ページ、最後を御覧いただけますでしょうか。

こちら、改正の背景としてございます、今までの説明と被る部分があるんですけれども、私ども四日市市教育委員会におきます申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則というものが、かねてからございます。これは令和 3 年当時に、国全体の動きとして押印廃止というような動きが、かなりな勢いで進められておりました。その当時、市長部局、具体的には総務部総務課のほうでも、市の事務全体を並べて規則ないしは要綱等も含めた押印廃止の手続をしたところでございます。その内容をかいづまんで、冒頭で御案内を申しますと、もう何十、何百とある規則や要綱で、そこに付随する様式の押印を消しに行くというような作業を、その何十、何百それぞれ個別に、一々このようにお諮りする、ないしは具

体的には事務手続で決裁を上げて、それを部長決裁ないしは副市長決裁、場合によっては市長決裁というようなところで物事を進めて事務手続を済ます必要があったのですが、さすがにそれはそういう手続を取らずに一括して改正に当たるというような仕組みをつくりました。つきましては、教育委員会におきましても同様に、この規則につきまして、まとめて改正をしようという動きを令和3年頃にやったということでございます。それに加えまして、今回も市長部局のほうがあらためて先ほどから御案内している押印廃止というような整備にかかったタイミングに合わせ、私ども四日市市教育委員会の中でも同様の動きをすると、今日冒頭から御案内しておるようによくたくさん規則改正の必要が生じてきたというところでございます。

そこで、この押印の取扱いの特例規則の一部改正規則ということになってくるんですが、この仕組みはやはり過去、まとめて示したもの、言い換えますと、このまとめてというのは、たくさんある規則を一括して押印を廃止するようにしようねというような中身なんですけれども、今回新たに、具体的にはこの35ページを御覧いただきますと、改正の内容の（3）です、このたび個別の規則の改正をするものということで、先ほどから御案内申し上げております3つの規則がございますが、こちらの改正をするものがまずある、それにつきましては、今回の一連のリストの中から除く必要が生じてまいります。何とするならば、ここに挙げているものは既存の内容で押印廃止をしていいですよという内容ですが、今回の根本規則、本規則のほうを直しに行きますと、リストから除く必要がございます。二重に消しに行くというようなことを生じてしましますので、リストからどける必要があるというのが、この（3）このたび個別の規則の改正をするものということで、除きにかかるございます。

加えて説明させていただきますが、（1）様式が既に改正されており、本規則のリストから抜かれていらないものというのは、小中学校管理規則。既にもう規則自体がなくなっているものが、実は楠歴史民俗資料館条例施行規則であるとか、文化財保護条例施行であるとか、久留部官衙遺跡公園条例施行規則というものが、規則本体そのものがなくなっているものもございます。これは、その都度都度のタイミングで、リアルタイミングで改正をする、抜きにかかるというのが本来でございますが、このように個別規則がたくさんある中で、頃合いを見計らって、ただいままとめて改正に当たろうという内容でございますので、長くなりましたが、ややこしいですが、説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○廣瀬教育長 ありがとうございます。事務の効率化であるとか、行政文書のオンライン化ということにおいて、役所はDXが遅れているんですが、徐々に規則を全部直していくかないといけないというところがありますので、お願ひいたします。

何か御確認等、御質問等ありましたら、よろしいですか。

御異議なければ、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議がないようですので、原案のとおり承認といたします。

## (2) 報告

### 令和7年2月定例月議会の経過について

○廣瀬教育長 それでは報告事項「令和7年2月定例月議会の経過について」、説明をお願いします。

副教育長、お願いします。

○磯村副教育長 副教育長の磯村でございます。

私からは2月定例月議会の審議の内容の御報告をさせていただきます。

資料は、本冊のほうの89分の54からございますので御覧ください。89分の54ページが表紙になっております。

内容はその次のページですね、まず資料は89分の55から御説明をさせていただきます。御覧いただいたらお分かりかと思うんですが、かなりのボリュームがございますので、私からは本当にポイントだけ御説明させていただきたいと思います。

まずは、代表質問についてです。例年2月の定例月議会では、当初予算に係る議案を審議するということで、市の施策全般について各議会の各会派の代表が質問を行いまして、市長が答弁するという代表質問がございます。その中で、教育委員会に関連する質疑をピックアップさせていただいて、まとめさせていただいております。

市民目線の会からは、給食費の無償化と文化部の部活動地域展開について、2点質問がありました。

給食費の無償化については、現在、国も検討している最中ですので、動向を注視していく旨、答弁をいたしております。文化部については、現在、運動部と同様に進めていくところでございますのでそのことと、また来年度からみんなのブカツ推進室も設置をして、前向きに取り組んでいく旨、答弁をさせていただいております。

資料をめくっていただきまして、89分の56ページを御覧ください。新風創志会からは、居場所としての図書館について質問がありました。

これに対しましては、若い世代をはじめ様々な方の居場所となるような図書館を早急に整備する旨、答弁をしております。ただし、先日予算委員会の全体会がございまして、その中で図書館の用地交渉のための調査費が予算計上されておりましたが、それについては認めないとする案が、議会の全体会のほうで可決されておりまして、最終、その調査費が来年度認められるかどうかは議会の最終日にもつれ込んでおりまして、本会議場での採決で議決をされるという、今、とても微妙な状況でございます。

次に、その下にございますフューチャー四日市からは、不登校対策として自由進度学習を取り入れてはという御提案がありました。

本市としましては、個別最適な学び、協働的な学びを目指しております。多様な学びの場として、校内ふれあい教室ですとか登校サポートセンターの充実など、学校教育の充実を図っていく旨を答弁しております。

資料、次の89分の57ページを御覧ください。公明党からは、子育て世帯へ様々な経済的負担を減らすための取組を御提案いただきました。

本市としましては、現在も子どもに1人1台のタブレット端末をはじめ教育活動に必要な費用を公費で負担していること、また就学援助も行っていることを説明し、それ以外の新たな施策についてはまた検討していく旨、答弁をしております。

もう一つ、新教育プログラムに探究的な学習を位置づけることについても御提案がありましたので、これにつきましては、探求的な姿勢を育成することは本市としても大切であると考えております。その方向性を示していく旨、答弁をしております。

次のページ、89分の58ページからは一般質問の内容でございます。一般質問につきましては、6人の議員から御質問をいただきました。

まずは辻議員からは、教員の負担軽減に関連しまして、部活動の地域展開と教科担任制、チーム担任制について御質問がございました。

部活動の地域展開につきましては、令和8年度中に全ての休日部活動の地域展開を実施する方針であることや、人材確保の見込み、また議員から、指導者について市の職員を指導者としてはどうかという御提案もありましたので、それについては今後検討していく旨、答弁をしております。また、小学校における教科担任制については既に取り組んでおりまして、今後充実させていくこと、またこれに加えまして、チーム担任制については導入を

検討していく旨、答弁をいたしております。

次の89分の59ページ、御覧ください。谷口議員からは、小中学校での給食後の歯磨きについて質問がございました。これは6年前にも同様の質問をなさっていらっしゃいまして、その後の状況と今後の方向性について問われております。

この6年間の間には、コロナ禍で一旦、歯磨きがほぼできなくなっていた状況もありますし、6年前と比べると取り組む学校が少なくなったという状況を説明した上で、今後も施設の問題、水場の数が限られているとか様々な問題も課題もありますので、年間を通じて全員に必ず歯磨きというのではなくなり難しいということをお伝えした上で、各校の実態や児童生徒の発達段階に合わせた歯磨き指導は全校でやっていく旨、答弁をしております。その上で、自主的に歯磨きをしたい児童生徒が自分で歯ブラシを持ってきて磨くことを阻むものではない旨、お伝えをしたところ、議員からは個別に歯磨きをすることができないと思っている保護者が多いので、あらためて周知をしてほしい旨、要望をいただいたところです。

1ページめくっていただきいて、89分の60ページを御覧ください。諸岡議員からは、まち中に出没するサルへの対応と、万博への来場予定について問われました。

サルにつきましては、出没する地域の学校では児童生徒へ日頃から行動について指導していること、また学校の対応はこのようにしていますということで答弁をさせていただいております。万博については、中学校7校、約1,300人が来場予定である旨、答弁をさせていただきました。

資料をめくっていただきまして、89分の61ページを御覧ください。水谷議員からは、オーガニック給食の導入について御提案がありました。

オーガニック食材につきましては、量の確保ですとか、価格、あと地産地消との両立が難しいことといった課題がございまして、導入は難しい旨、答弁をいたしました。

次に、居場所づくりにおける教育委員会の取組と教室の活用について質問がございました。

これに対しましては、学校の施設については、学校教育に支障がない範囲で居場所として活用していただくこと、あと教育委員会としては、コミュニティスクールを通して働きかけていく旨、答弁をさせていただいております。

その下の荻須議員からは、これまでも質問されている朝明中学校案件について、朝明中学校の通学路にかかる要望書が提出されましたので、それとアンケートの結果について御

質問がございました。

教育委員会としましては、アンケート結果については真摯に受け止めており、要望を受けまして、通学路に関連する小中学校やPTA、コミュニティスクールの委員の方々などとも検討する旨、答弁をさせていただいております。

89分の62ページをお開きください。ここからは付託議案についての質疑と答弁の要旨です。学校の改修工事の契約締結について6件、動産の取得について3件の議案がございました。

工事については、主にスケジュールであったりとか、学習環境への影響についての質問がございまして、このようなスケジュールで進めますという説明をするとともに、安全対策については万全を期す旨、答弁をさせていただいております。

指導書の購入につきましては、ここに記載のある三重県教科書特約供給所について、どのような方が働いているのかとか組織についての御質問がありましたが、当方としてはその件については詳しくは存じ上げない旨、答弁をさせていただいております。

資料89分の63ページです。こちらからはページ数かなり、19ページに及んでおりますが、当初予算に対する質疑応答です。

議案聴取会においても18件の追加資料を御請求いただきまして、ここに書いてあるような多くの質問をいただいております。これは全て批判的というよりは、教育委員会の事業について大変興味を示していただいているということを示しておると考えておりまして、教育委員会のそれぞれの所属が積極的に事業に取り組んでいる結果であるというふうに捉えております。

補正予算も合わせますと19ページに及んでおりますので、お時間の都合で、逐一御説明をすることは割愛させていただきますが、資料を御覧いただきまして御質問や御意見ございましたら、後ほどいただきますよう、お願いしたいと思います。

資料、ずっと飛ばせていただきまして、89分の82ページを御覧ください、報告事項です。報告事項につきましては、学校の規模適正化についてと、学校教育情報化推進指針についてと、民間プール施設を活用した水泳指導業務委託についての3点について、報告をいたしました。

続きまして、89分の86ページを御覧ください。これは請願についてです。11月定例月議会において給食の無償化を求める請願が出されておりましたが、審査期間の延長がされておりました。これについて再度審議がございましたが、まさに今、国が無償化への

動きをしている中、市として先んじて無償化するかについて様々に議論がございましたが、教育民生委員会としましても国の方針が示された後、判断すべきということで、再度、審査期限の延長がされることとなりました。

議会の報告については、以上でございます。

○廣瀬教育長 たくさんありますが、何か御確認等、御質問等ありましたら、お願ひいたします。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 たくさんあります。ちょっとお尋ねしたいのは、57ページの、子育て世帯への新たな支援策についてということで聞かれていることで、これ、いろんな形で進めていただいているというのは承知しているんですけど、この市長の答弁の中で、A I型学習ドリルの活用ということで、何年か前から随時、入れてきていただいていると思うですが、この活用状況ですね、当然、これも活用しているけれども、いわゆる市販のドリルとかそういう教材を購入して使っているという状況は、やはりこれを入れることによってどれぐらいの変化をしてきているのかというのが、ある程度分かりましたら教えていただきたいなと思いましたので、お願いします。

○廣瀬教育長 1点ずつでいいですか。

○伊藤委員 はい。

○坂下教育支援課長 教育支援課です。実際に小学校などでは、紙で漢字のドリル、あるいは計算ドリルを宿題として課して、毎朝、先生たちが丸つけしている、そういう日常があるわけですが、実際にそれを廃止してといいますか、購入をやめて、電子ドリル、例えばドリルパークなどで代用しようという動きは、四日市市内で今のところ、ある小学校の4年生、5年生、6年生の高学年で今、試行的にやり始めたところです。

それを、授業をこのあいだ見てきましたけれども、だからといって密度が薄くなるわけではなくて、逆に子どもたちはどんどん自分の進度で漢字をやっている、得意な子はどんどん進んでいく、一方でその合間に、先生たちは丸つけをするとかそういうことじゃなくて、次の授業の展開の場所を書いておいてね、そして、みんなが終わった時点で、はい、では次の課題を今からタブレットに移すから、その課題に取り組んでみよう、非常にスムーズに、つまり時間の流れもスムーズですし、効率化も図られているということで、これは校長会でもその画面を見せて伝えたところなんですが、ぜひそういうところがどんどん広がっていくといいなと思いつつも、ただ、市として今、4月からは紙のドリルはもう

買わないでおきましょうとか、そういうようなほうには向いてきてはいないという状況でございます。

○伊藤委員 市も、ぜひね、こうやって予算も投じて、入れているので、活用してほしいという気持ちはありますけれども、やっぱり各学校の状況もあると思うので、紙のものとうまく組み合わせながらやってもらえばいいと思うんです。それについての、無償化というか、補助教材のことも調べながらそういう手当もされているので、議員さんが言われるようなことには当たらないというか、それをほぼ満たしてきているんじゃないかなと思っているんですけども。状況を見ながら、何でもタブレットというわけにはいかないと思いますし、またすべきでもないと思うところもありますので、またいろいろと状況を教えていただけたらと思います。

あと、先ほど副教育長が言われた歯磨きのことは、例えば歯磨きしましょうねということをかなり進めたときに、手洗い場というのは、やはり厳しい状況なんですかね。足らないんだろうなというのは十分予想できるんですけど。

○磯村副教育長 そうですね、学校にもよるかとは思いますが、全員が並んで歯磨きができるかというと、そこまでは難しいかなという感じですね。大規模校になればなるほど、場所は厳しくなりますし、そこはかなり難しいかなと思います。

○伊藤委員 よく、ぶくぶくうがいだとか。意識はさせているというのは、自分もそうだったろうなとは思っているんですが、ただ、みんながしゃかしゃかしようとすると、ちょっと厳しいだろうなと。新しく建て替えている校舎においても、それを想定したような設計にはなっていないですね。

○廣瀬教育長 教育施設課長、お願いします。

○内田教育施設課長 歯磨きのための手洗いを、設計の段階で検討していませんし、学校施設の整備指針においても、そのようなことにはなっていないと思いますので、必要な数、手洗い分だけを用意しているような状況です。給排水配管など、すごい費用がかかりますので、なかなか投資できないというのが実情です。

○磯村副教育長 谷口議員のほうも、規模によってはそれは不可能に近いというのを御存じで、このときも、すごく大きな学校を抱えている都市の事例として、クラスによってやる期間を分ける、何年何組は今月とか、そういう事例も示していらっしゃって、そういう順番にというのはできなくはないのかなと思いますし、学校で今月は強化月間だからというのでやらせるという事例は、四日市市内でもありますし、その辺をうまく組み合わせて、

できるだけ習慣をつけるということはしてあげたいなとは思います。

○伊藤委員 指導はね、結構そういった形で工夫してできるんだけれど、習慣化ということでやると、やっぱり習慣にしないといけない。学校でその習慣をつくっていくという取組をするんだろうかということになると、ちょっと厳しい部分は確かに感じるので。

○堀委員 それに附随して、この声が出ているのは多分、低学年の親が多いと思うんです。私も経験はあって、幼稚園、保育園のときは食後に必ずコップを自分の家から持つて行って歯磨きして、もうそれが食事の1セットという指導をしてもらっている中で、小学校に入ったら突然、歯磨きもする時間ないのというようなニュアンスで、これはもう歯磨きを持っていくのもだめなのかという保護者さんもおられたので、谷口議員もおっしゃっているように、入学の時点で、歯磨きする習慣の子は持ってきてもいいんですよと一言言ってあげるだけでいいような気がするんですけど。やりたい子はするだろうし、しなくても大丈夫な子はしないと思います。言われてやるものではなくて、子どもの習慣として家での指導とかを尊重してあげるという姿勢でいいと思うんですけど、どうですかね。

○磯村副教育長 そのとおりだと思いますし、私は学校で指導した経験はないので、みんなに歯磨きしなさいよとさせるのがどれだけ大変かはちょっと想像がつかないんですが、恐らく、やりたくもない子にやりなさいと言うのと、自主的にやりたい子がそれぞれやりに行くのを整理してやるとでは大分、先生の負荷も違うと思うので、例えばクラス全員になったとしても、やりたい子たちを整理してやらせるのであれば可能なのかなという気はしますので、そんな方向かなと思います。

○廣瀬教育長 よろしいですか。歯磨き習慣は、本来は家庭でつけていただくものであるので、補完的に歯磨きの大切さを、私どもとしては指導していきたいとは思っていますので、子どもや御家庭が歯磨きしたいということであれば、それを阻むものではないということはしっかりと案内していきたいと思っています。学校では歯磨きをしたらだめだと思っている方がいらっしゃるのかな。だめというか推奨されていないように思われている。

○伊藤委員 持ち物には入っていないんですね。

○廣瀬教育長 持ち物には入っていないんですね。

○堀委員 持ち物以外のものを持ってきたらだめだと思っているかもしれない。

○廣瀬教育長 持ち物に書くと全員することになるので、またこれがややこしい。入学時に上手に案内するようにしたいなとは思います。

ほか、いかがでしょうか。ドリルのほうはできるだけ、予算投入しているので活用する

ように持って行きたいんですが、やっぱり紙とデジタルを子どもが選ぶっていうところは必要なのかなというふうに思いますね。画面上にタッチペンで書くのが苦手な子とか、特性のある子もいらっしゃいますので、その辺りは学校が必要に応じて、ノートに書かせるとかいろいろ対応する必要があるのかなとは思っておられます。デジタル教科書の導入というのも国としても話題になっていて、紙とデジタルをどうやって使い分けるのかというところは今後の方向性に示されていくと思いますけども、我々も子どもの状況に応じて積極的に使っていくところ、使い方を考えていくところ、そして保護者負担軽減については、我々もよく考えていいかないといけないなとは思っています。

ほか、いかがでしょうか。

○菅生委員 今のに関連して、A I学習、A I型学習ドリルなのか分かりませんが、タブレットを使った学習は、確かにメリットもたくさんあります、でも学習定着率は本当にどうなんだろうというのは、いまだにちょっと私の中では疑問で、その辺は効果の検証とか、ちょっと時間がかかるんだと思いますけど、それをしっかりやっていただけるといいのかなという気がします。

うちは子どもが今年高校を卒業する年齢ですが、高校生は基本、公立高校はタブレットで学習をすると。子どもたちが言うには、やっぱりタブレットだと覚えられないと。なので、タブレットでやっている子もいるし、やっぱりノートに書いている子もたくさんいる。このあいだこういった話を聞いて、そうだよねと私はそのとき思ったんですね。

何が言いたいかというと、高校生になれば自分で選べるんです。だけど、小学生や中学生は自分で選ぶということが多分難しくて、先生がこう言ったから、それをしなきゃいけない。先ほどの歯磨きも一緒だと思うんですけど、学校は自由をあまり感じない場所だと保護者も子どもも思っているんですね。その中で、みんながタブレットだったら、じゃあ私もタブレットでやらなくちゃいけないんじゃないとか、そういう無言の圧力ではないですけれども、何かがかかるてくるのかなという気はちょっとしていて、歯磨きの話とも共通しますけど、そこを少し考えていただいた上で、本当に子どもたちにとって何がいいのかという、保護者の負担もそうですし、先生方の負担もあると思いますし、いろいろなことを考えた上で、でもやっぱり最後は子どもたち、未来を担っていく子どもたちにとっては本当はどっちがいいんだろうなという視点をいつまでも持ち続けていきたいなと、私も思っていますし、お願いできたらうれしいなと思いました。

以上です。

○坂下教育支援課長 教育支援課です。まず、ドリルパークのA I ドリルの効果については、もうこれも私事になりますけども、今4年生になる私の子どもが1年生のときに、このドリルパークの漢字が好きで、1年生のときにずっと書き順から何からどんどんやっていたんですね。そうしたら1年生の学年の途中で、漢字検定、漢字検定全部、書き順とかありますけども、あんなのもう満点で通っていて、自分がびっくりしたんですけど、私、何も勉強を見ていませんのね。あれもドリルパーク様様だったと思うんですけども。

○菅生委員 ゲーム的な感覚ですよね。

○坂下教育支援課長 そうですね、もう書き順なんかもきっちりありますので、そういう意味では、ある一定の練習効果はあるのかなとは思っています。

ただ、今学校の現場でどういうようなことになっているかというと、非常に微笑ましいんですが、例えば朝の読書なんかも電子図書館を利用して、タブレットで読書をする子もいれば紙の本を見ている子もいる。そして今度は授業が始まったときも、調べるのは社会科の資料集を見てやっている子もいれば、タブレットを見ている子もいるというふうに、子どもたちの中ではいろんな選択ができていて、それはやっぱり先生たちの授業スキルのアップとともに変わってきたんですね。例えば2年ぐらい前だったら、このスカイメニューというのを使うと、子どもたちの端末をストップできちゃうんですね。みんな、一時的にストップするんですけども、でも、そんなことをしなくとも、子どもたちはいろんな活用ができますので、先生もそういう統制をしなくともいいというような1年に入ってきたかなというようなイメージを持ちました。そういう意味では画一化するような授業になっているかというと、私はそういう感触は持っていないんですね。

一つ問題は、今使っているタブレットのペン先が割とすぐ開くんですね、繊維質にぱらぱらと開いちやって、それで使えない。次期端末はそういうことがないようにしたいんですけども、とにかく端末のペン先の交換だけでも、来年度また136万ぐらい予算を要求しています。それを各校で交換するので。逆にそれだけ開いてしまうと。子どもたちは、それで諦めてしまうことがありますので、その辺もやっぱりメンテナンスできるとスムーズにできると思いますし、恐らく次期、各社のペン先はそういうふうに開かないような、そういうようなものができていましたので、それに期待したいところあります。

以上です。

○菅生委員 ありがとうございます。

○廣瀬教育長 子どもが自己決定、自己選択できる機会というのはいろんなところで設けていく必要があるのかなと、これまでどおり画一的に学んだことをレールに乗ってキャリアを積んでいくという時代ではないので、人生もマルチステージの時代だって言われている中では、教育のあり方も見直していかないといけない時代になっていますので、その辺りはしっかりと、いろんな場面で選択というキーワードで見ていきたいとは思っています。

ほか、よろしいでしょうか。では、よろしいでしょうか、経過についての説明。25日ね、本会議最終日で、図書館の調査費がどうなるかは決まりますので、私も楽しみしております。

○伊藤委員 どうするんでしょうか。

○廣瀬教育長 東広場に建ててはどうかという修正案は出ている。

○伊藤委員 その修正案ですね。

○磯村副教育長 修正の内容は調査費を認めないとのことなので、予算全体の中でそこの敷地に交渉に行くための土地家屋調査士さんに調査を委託する委託料を認めないという修正案です。

○伊藤委員 そうすると、丸かバツなんですね。

○磯村副教育長 はい、そうですね。予算を認めないとなると、一旦ちょっと止まらざるを得ない。

○伊藤委員 これ、でも市民の要望等と逆行しているような気もするんだけど。

○磯村副教育長 予算委員会全体会ではその修正案が17対15で可決されましたので。なので、まだ分からない。1人動けば変わるような状況です。反対される議員さんも理由が様々で、本庁舎東側に建てたらいいじゃないかとか、今あるところを建て直したらいいじゃないかとか、今の候補地が購入できそうもないというところに大分、皆さん引っかかっていらっしゃって。市がもともと持っているところに建てればいいじゃないかという御意見があつたりして。それぞれ、反対される方も統一されているわけではない。

○菅生委員 市民の声も様々ですよね。

○磯村副教育長 そうですね、そうなんです。

○伊藤委員 でも、かなりの部分は早く、それなりの図書館が欲しいという声は多いと思います。今までいいとは、あまり聞かないと思うけどな。

○磯村副教育長 新しいのはというお声も聞きますし、特にね、高校生とか。

○伊藤委員 居場所にしてもね。

○磯村副教育長 今、学習室の広さが十分とは言えないし、ちょっと歩いていかないといけないので、きれいなところが欲しいなという子どもたちの声を聞くと、何とかしてあげたいなと。

○伊藤委員 そうですよね。そういうので、いろいろ考えてもらって、かなり進めてもらってきてているんですが。

○磯村副教育長 あつという間に大人になっていっちゃうのでね。学生のうちに何とかしてあげたいなという気持ちはありますし、図書館を建てると言って、もう10年近く経つので。

○伊藤委員 そうですよね、10年ですね、こういうのが出たの。

○磯村副教育長 もう当時の高校生は、大人になっていますので。

○廣瀬教育長 そういったことが25日に決まりますので、また注目をよろしくお願いします。新聞にも載るかと思います。

○伊藤委員 載っていましたよね、確かに。

○廣瀬教育長 この頃ね、即時、夕方にはネットでニュースが配信されるので、また注目しておいてください。

○廣瀬教育長 それでは、先にお諮りしました非公開の案件、報告事項「本市におけるいじめ事案について」に入りますので、副教育長、教育監、政策推進監、学校教育課長、指導課長、教育支援課長、人権・同和教育課長、教育総務課長を除いて、御退席をお願いします。